

# 議案に対する質 疑

平成十七年度

一般会計補正予算

財政調整基金について

問

三億円余り積み立て、新年度に七億円取り崩しているが、積み立てずに、四億円を取り崩す方法もある。

なぜ三億円を積み立てたのか。

答

まず、平成十七年度合併最初の年という特異な例としての繰越金を、一度平成十八年度の財政調整基金に積立を行う方が良いという「県の指導」で、こういう形の予算計上となった。合併をした最初の年のために、特異な例となった。予算は、単年度主義が大原則である。繰越金を多く残すのは、予算の健全財政の維持をしていくという観点からは、いささか外れるのではないか

ということ、平成十八年度当初予算では、六億円の繰越金を見込んでいた。財政調整基金に三億円程度組み込んでおき、次年度の財源需要に応じていきたいと考えている。

公営住宅整備事業費

について

問

公営住宅整備事業費の財源内訳の変更について、「地方債の適用が受けられないから一般財源へ変更する」との説明であったが、どういふ場合に地方債が不適用になるのか。

答

この建設事業費は、下灘団地の経費である。平成十六年度建設予定で進めていたが、諸事情により平成十七年度に繰り越した。しかし、結局執行ができなかった。地方債は繰越までは認められているが、

二年にわたる繰越は認められていないため、平成十八年度に「事故繰越」という当市でかつて経験したことのない事業方法・財源手法を用いざるを得なかった。前述のとおり、二年にわたる繰越の場合、地方債が適用にならないため財源内訳の減額をして、一般財源でそれを充当することとなった。



建設中の下灘団地

答

新市の主たる事務所は、伊予市役所の位置を定める条例により、伊予市米湊八二〇番地に住所位置を定めている。

各地域事務所の住所指定がないので、今回、地方自治法第一五五条で支所を置き、支所の名称を伊予市中山地域事務所、位置は、伊予市中山町出瀬二番耕地一二〇番地に、伊予市双海地域事務所は、伊予市双海町上灘甲五八二一番地六に定めた。

条例上は、支所という名称で定義づけるが、従来どおり地域事務所の名前で機能し、現在の組織の事務内容と変わらない。

伊予市集会所整備事業分  
担金徴収条例の制定について

問

条例の成立の前と後でどこが違うのか。条例が変わらないのなら、今日なぜこの条例制定が必要なのか。

答

合併前では、旧伊予、中山、双海、地元の分担金の率が伊予と中山は四十%、双海が二十%と違っていた。合併時にコミュニティ施設整備事業実施要綱をつくり、すべて四十%に統一した。

分担金の徴収は、旧伊予・双海は寄附金という形で、旧中山は条例に基づいての分担金であった。県にも分担金という言葉があり、今回名前を統一して、徴収する形にしたので条例を提案した。

伊予市支所設置条例の制定について

問

地域事務所の看板は変わらないのに、なぜ支所設置条例を制定するのか。



整備された集会所